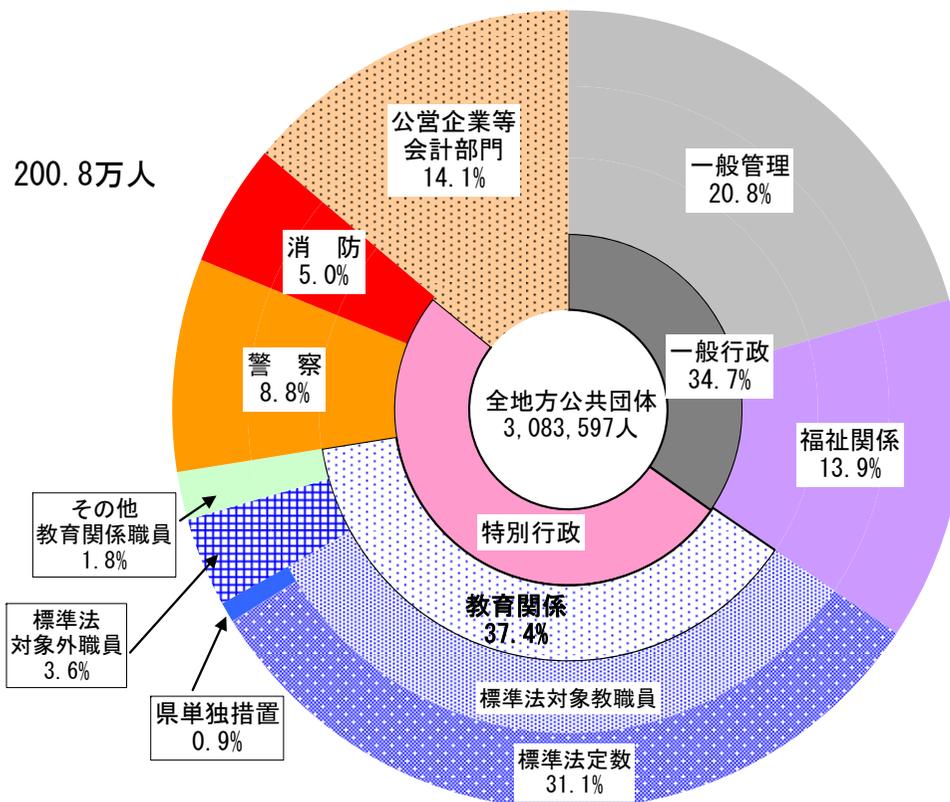


# 総人件費改革関連資料

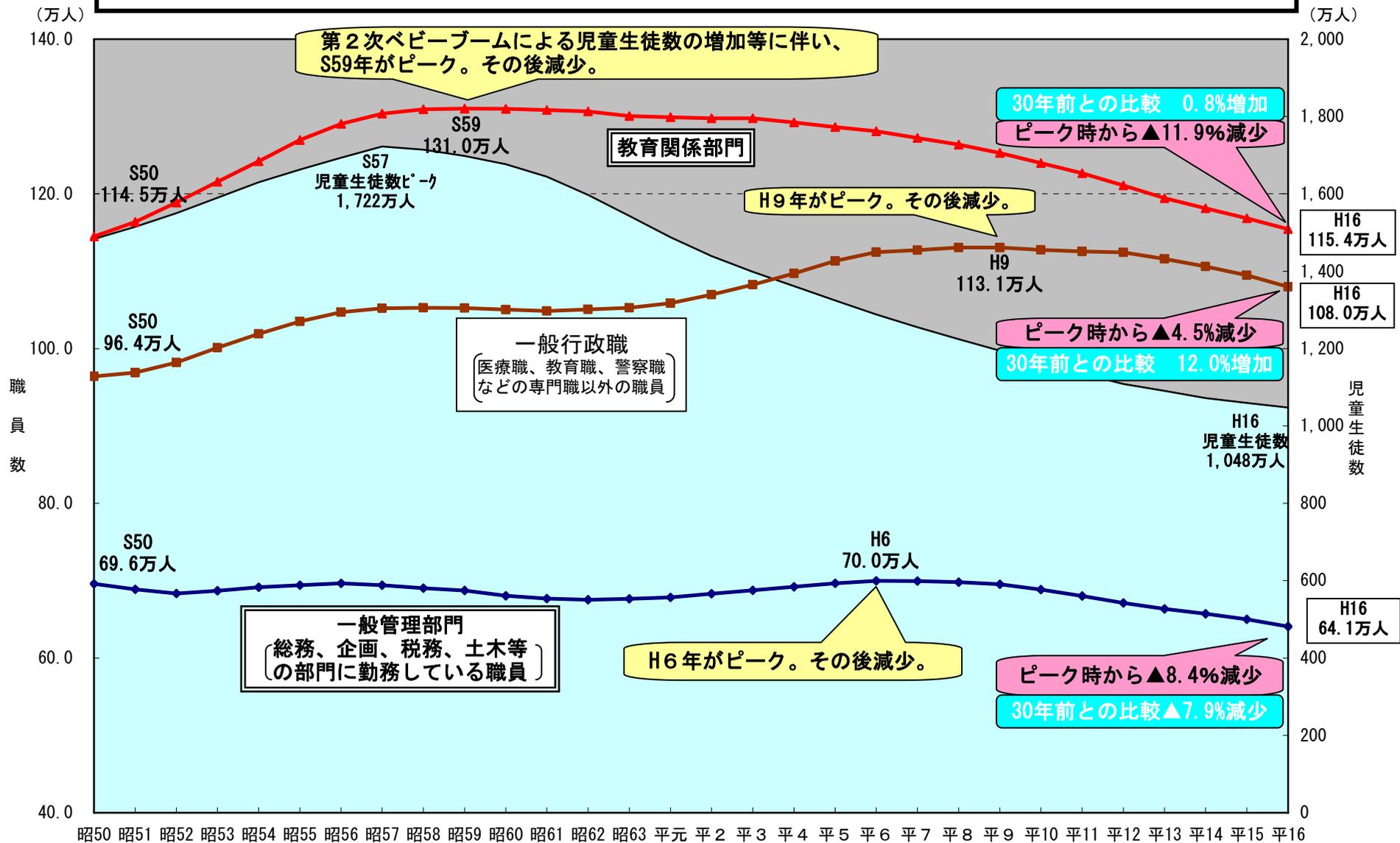
# 地方公共団体の部門別職員数

部門区分		職員数(人)
一般行政	一般管理	640,766
	福祉関係	428,385
特別行政	教育関係	1,154,416
	標準法対象教職員	987,846
	標準法定数	957,652
	義務標準法	704,707
	高校標準法	252,945
	県単独措置	30,194
	標準法対象外職員	111,645
	その他教育関係職員	54,925
	警察	270,870
	消防	155,245
	公営企業等 会計部門	公 営 企 業 等 会 計 部 門
合計		3,083,597



出典「平成16年 地方公共団体定員管理調査結果」(総務省)  
 「平成16年 学校基本調査」(文部科学省)  
 「平成16年 学校給食実施状況調査」(文部科学省)

# 一般管理部門と教育関係部門の地方公務員数の推移(昭和50年～平成16年)



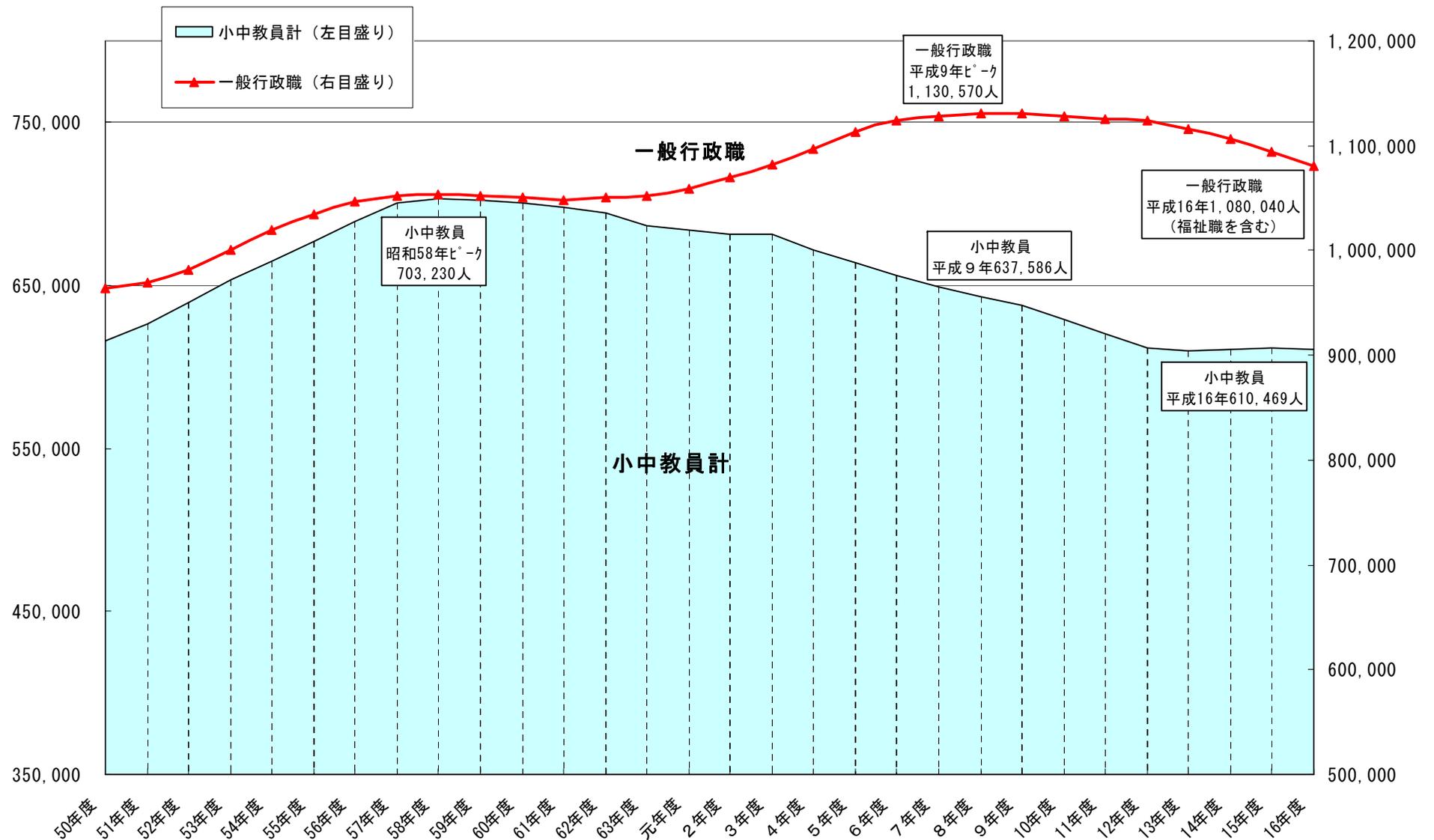
【資料】 「一般管理部門」及び「教育関係部門」…『平成16年地方公共団体定員管理調査結果』（総務省）

「一般行政職」…『地方公務員の給与の実態』（総務省）

「児童生徒数」…『学校基本調査』（文部科学省）

(注) 「教育関係部門」には、教員のほかに事務職員・栄養職員、教育委員会事務局、社会教育施設・給食センター等に勤務する職員を含む。

# 地方公務員(一般行政職)・小中学校教員の推移



〔資料〕 一般行政職…総務省自治行政局公務員部給与能率推進室「地方公務員給与の実態」  
 小中学校教員…学校基本調査

# 一般行政職と小・中学校教育職員、警察職、消防職の平均給与月額と比較

平成16年地方公務員給与の実態—平成16年4月1日地方公務員給与実態調査結果—

## 【本給】

	平均年齢	月額	指数	平均年齢、学歴等を同一条件に補正		学歴区分		
				月額	指数	大卒 (%)	短大卒 (%)	高卒 (%)
一般行政職	42.6歳	356,679	100	355,662	100	55	9	36
小・中学校教育職	43.3歳	396,712	<u>111</u>	372,529	<u>105</u>	88	12	—
警察職	41.5歳	360,284	101	359,158	101	38	3	59
消防職	42.9歳	367,500	103	データなし	データなし	—	—	—

※ 月額とは総額を職員数で除した単純平均額であり、

- ① 平均年齢の違い
- ② 給与決定の基礎となる学歴区分の違い
- ③ 教員には一般行政職員に支給される超過勤務手当見合いの教職調整額（給料の4%）が含まれていることが考慮されていない。

### ○補正について

- ・ 一般行政職及び教育職員、警察職はともに大卒者のみに補正。（消防職は大卒者のみのデータなし）
- ・ 小・中学校教育職員は、校長、教頭を除く教員について教職調整額（4%相当額）を除いた額としている。
- ・ 平均年齢の違いに係る補正は、一般行政職に合わせている。

## 【本給 + 諸手当】

	平均年齢	月額	指数	平均年齢、学歴等を同一条件に補正	
				月額	指数
一般行政職	42.6歳	440,953	100	439,695	100
小・中学校教育職	43.3歳	459,058	<u>104</u>	447,173	<u>102</u>
警察職	41.5歳	512,325	116	510,723	116
消防職	42.9歳	533,693	121	データなし	データなし

○諸手当は毎月支給される手当としている。（期末・勤勉手当、寒冷地手当は含んでいない。）

### ○補正について

- ・ 一般行政職及び教育職員、警察職はともに大卒者のみに補正。（消防職は大卒者のみのデータなし）
- ・ 平均年齢の違いに係る補正は、一般行政職に合わせている。

# 一般行政職と小・中学校教育職員の年齢別平均給与月額と比較（大卒者のみで補正後）

平成15年度地方公務員給与の実態 —平成15年4月1日地方公務員給与実態調査結果—

全都道府県

単位：円

		22歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	合計
給料＋諸手当（補正後）	一般行政職 a	219,892	245,635	297,577	358,525	417,160	471,364	507,285	535,969	567,788	601,115	442,781
	小・中学校教育職員 b	239,948	269,115	326,925	393,497	434,944	467,893	497,693	525,297	550,368	571,614	459,931
	小・中学校教育職員 （平均年齢の違い（1.1歳） に係る補正） c	235,797	264,459	321,270	386,689	427,420	459,799	489,083	516,209	540,846	561,725	451,974
	c/a	107	108	108	108	103	98	96	96	95	93	102

※ 一般行政職及び教育職員はともに大卒者のみに補正。

a及びbの額は、諸手当の給料に対する平均的な割合を平均給料月額に乗じた額としている。（諸手当は毎月支給される手当。（期末・勤勉手当、寒冷地手当は含んでいない。））

c「小・中学校教育職員（平均年齢の違いに係る補正）」は、教育職員42.7歳、一般行政職41.6歳であることから、Cからそれぞれ1.1歳分（1.73%）を減じた額としている。

○年齢別の平均給与月額（大卒）は平成15年度地方公務員給与実態調査が直近データとなる。（平成16年度はデータなし。）

◆学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の  
人材確保に関する特別措置法（抄）  
（昭和四十九年二月二十五日 法律第二号）

（目的）

第一条 この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長、教頭及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する教員をいう。

（優遇措置）

第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国は、第三条に定める教育職員の給与の優遇措置について、財政上、計画的にその実現に努めるものとする。

# 総人件費改革基本指針について（抜粋）

平成17年11月14日  
経済財政諮問会議

## 1. 公務員の定員の純減目標

### （2）地方公務員の純減目標

#### ① 国基準関連分野

国が定数に関する基準を幅広く定めている分野（国基準関連分野）の職員（教育・警察・消防・福祉関係の200.8万人）については、地方の努力に加えて国が基準を見直すことにより、これまでの実績（5年間で4.2%）を上回る純減を確保する。特に人員の多い教職員については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保するよう検討する。

## 2. 給与制度改革等

給与制度について、次の方向性で、別紙2の見直しを進める。

### （2）地方公務員給与

地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。

### （別紙2）「給与制度改革の方向性」

#### （4）教職員の給与

義務教育教職員の人材確保の観点から給与の優位性を定めた人材確保法について、廃止も含めた見直しを検討する。

## 4. 取組み体制等

（1）この基本指針に則し、行政改革担当大臣をとりまとめ大臣として、総務大臣、財務大臣をはじめ関係各大臣の協力の下で、政府としての実行計画を年内に策定し、平成18年度の予算や地方財政計画から順次反映させる。上記実行計画に盛り込まれる国の業務の大胆かつ構造的な見直しの重点事項のうち、実施に向けてさらに個別具体的な取組みの検討を要するものについては、遅くとも平成18年6月頃までに成案を政府の方針として決定する。経済財政諮問会議は実行計画の策定状況や総人件費改革の実施状況をフォローアップする。

# 行政改革の重要方針（抜粋）

（平成17年12月24日閣議決定）

## 4 総人件費改革の実行計画等

### ア 公務員の定員の純減目標

国が定数に関する基準を幅広く定めている分野（国基準関連分野）の職員（教育・警察・消防・福祉関係の200.8万人）については、地方の努力に加えて国が基準を見直すことにより、これまでの実績（5年間で4.2%）を上回る純減を確保する。特に人員の多い教職員（給食調理員、用務員等を含む。）については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保する。

### イ 給与制度改革等

義務教育教職員の人材確保の観点から給与の優位性を定めた学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）について、教職員を巡る雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。具体的には、教職員給与関係の法令を含め、教職員給与の在り方について検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年春に所要の制度改正を行う。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の  
推進に関する法律案（抜粋）

[3月10日 閣議決定]

（地方公務員の職員数の純減）

第五十五条

- 3 政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

（略）

第五十六条

- 3 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。